

チェコにおける 知的財産権利行使マニュアル

[特許庁委託]

[著者]

Baker & McKenzie Prague
JUDr. et PhDr. Radka Kohutová
JUDr. Barbora Krajcová
JUDr. Ing. Michal Matějka

[編集者]

JUDr. Jiří Čermák

[発行]

日本貿易振興機構 デュッセルドルフ事務所

2012年10月発行

チェコにおける知的財産権利行使マニュアル

目次

1. チェコ共和国においてエンフォースメントが可能な知的財産権の概略.....	4
1.1 登録知的財産権.....	4
1.1.1 商標.....	4
1.1.2 特許権.....	5
1.1.3 実用新案.....	7
1.1.4 工業意匠.....	8
1.2 無登録知的財産権.....	9
1.2.1 著作権, 及び実演家の権利その他の著作隣接権.....	9
1.2.2 無登録共同体意匠.....	10
1.2.3 ノウハウ／営業秘密.....	11
1.2.4 無登録の名称・ロゴ.....	12
2. 知的財産権の保護とエンフォースメントの手段.....	12
2.1 行政法上の手段.....	12
2.1.1 利用可能な行政法上の手段－有効な活用方法.....	12
2.1.1.1 国境での物品差押え.....	13
2.1.1.2 国内市場での物品差押え.....	15
2.1.2 国単位または EU 単位での税関措置申請.....	15
2.1.3 チェコ税関での保護制度に対する重要な制限.....	16
2.1.4 コスト及び手数料.....	17
2.2 民事法上の手段.....	17
2.2.1 チェコの裁判所と IP エンフォースメント.....	17
2.2.1.1 登録知的財産権.....	17
2.2.1.2 無登録の知的財産権.....	18

2.2.1.3 訴訟に関する一般的注意事項.....	19
2.2.2 裁判所によるエンフォースメントが可能な権利.....	20
2.2.3 裁判所に提訴する方法.....	20
2.2.3.1 民事訴訟の相手方となる当事者の特定及び訴訟代理人の選任.....	21
2.2.3.2 知的財産権侵害の事実を裏付ける証拠の収集.....	22
(a)鑑定意見書.....	23
(b)証拠収集に関するその他のヒント.....	24
2.2.3.3 訴状提出前の手段.....	25
(a)差止仮処分の申立.....	25
(b)証拠保全の申立.....	27
2.2.3.4 訴状.....	28
2.2.4 裁判所での手続—口頭弁論.....	29
2.2.5 民事裁判所判決の執行.....	32
2.2.6 コスト及び手数料.....	33
2.3 刑事法上の手段.....	34
2.3.1 刑事法上の手段—利用する時期.....	34
2.3.2 刑事裁判所.....	36
2.3.3 刑事事件の捜査・手続の開始方法.....	36
2.3.4 捜査及び刑事手続.....	37
2.3.5 コスト及び手数料.....	38
2.4 行政上，民事上，刑事法上の手段の比較.....	39
3.仮説ケーススタディ.....	43
3.1 模倣品.....	43
3.2 商標権侵害.....	44
4.まとめ及び結論.....	45

1. チェコ共和国においてエンフォースメントが可能な知的財産権の概略

チェコ共和国は成熟した高度な知的財産権制度を有しており、充実した効率的な権利保護を提供している。チェコ共和国は欧州連合（EU）加盟国であり、知的財産権の保護手続はEUが定める基準に準拠している。

チェコ共和国の知的財産権は、一般的に次の二種類に分類することができる。

- **登録知的財産権**
- **無登録知的財産権**

登録知的財産権と無登録知的財産権の主な違いは、保護の開始時期である。登録知的財産権は有効な登録に基づいて権利が保護される。無登録知的財産権に関しては、保護の効力発生要件として要式行為は必要とされていない。このような権利は、簡単に言うと、保護対象物の創作と同時に（例えば著作権など）、あるいは一定の法律的要件の具備をもって（例えばノウハウなど）権利が保護される。権利保護の始期をめぐって、他にもメリット・デメリットが生じる。登録知的財産権の保護開始時期と権利所有者は非常に明白で、立証するのが容易であるが、無登録知的財産権についてそれらを立証するには困難な点がいくつか生じる。

1.1 登録知的財産権

以下のIPが、チェコ共和国で認められている**登録知的財産権**のうち主なものとして挙げられる。

1.1.1 商標

- **国内商標**：チェコで登録された商標は国家によって付与される権利であり、チェコ産業財産庁（IPO）によって管理される。
- **欧州共同体商標（CTM）**：欧州共同体商標とは、EU全域で（すなわち、EUの全加盟国で）有効かつ行使可能な単一の権利を与えるものであり、この制度により、商標保有者による登録手続が簡素化される。
- **国際登録商標**：マドリッドシステムに基づく商標であり、世界知的所有権機構（WIPO）によって管理される。

商標権は独占的権利であり、その保護対象は、特徴的であり、単に商品・サービスを記述したものではなく、かつ、商品・サービスと他人の商品・サービスとの識別が可能な標章である。

チェコ国内商標、CTM 及び国際登録商標のいずれの制度でも、商標登録が可能な客体については広く解されている。例えば、語句、個人名、デザイン、色、ロゴ、文字、数字、商品の形状、商品の包装等である。主な制限は、商品の色彩や形状の商標に関するものである（例えば、形状がその商品の性質に由来するものか、あるいは技術的効果達成の可否など）。

商標の保護範囲は、商標登録に係る指定商品・サービスの区分（いわゆるニース分類）に限定される。商標権者は、以下のような標章を排除することができる。(i) 同一の商品・サービスについて登録された同一の標章。(ii) 類似の商品・サービスについての類似標章で、誤認混同を生じるおそれのあるもの。または、(iii) 標章が関連市場（すなわちチェコ市場）において高い評価（名声）を有している場合には、商品・サービスの類否を問わず、同一・類似の両方の標章を排除することができる。

上記の 3 種類の商標は、10 年間有効かつ行使可能であり、また、定期的に更新することができる。商標の使用権は、ライセンス契約またはサブライセンス契約によって設定される。

登録に関しては、比較的複雑な手続であり、絶対的事由に関する正式な実体審査が行われる。また、商標登録出願がされている名称に関して一定の先行する権利（優先的な権利）を有する者は、登録に対して異議申立をする権利が与えられている。

国内商標の登録は、一般的には CTM や WIPO の登録よりも低コストである。

1.1.2 特許権

チェコ共和国では、特許保護を受けられる発明を確実に守る方法として、次の 3 つの方法がある。

- IPO に対して、国内特許を直接出願する。
- 欧州特許条約 (EPC) に基づいて定められた欧州特許制度を利用する (EU で現在も協議中の共同体特許のことではありませんのでご注意ください)。
- 特許協力条約 (PCT) に基づく国際出願制度を利用する。

これらの 3 つの制度によって付与される権利は、チェコ共和国に関してはすべて同一である。チェコ共和国以外の国（すなわち、一又は複数の他の EPC 加盟国または PCT 加盟国）

でも出願することに関心があるのなら、国内特許とは異なり、一つの出願で複数国の国内特許を取得することができる欧州特許制度や PCT 制度の方が魅力的かもしれない。

保護期間は最長 20 年間である。

チェコ共和国における特許保護要件は、新規性、進歩性、産業上の利用性の概念など、大部分の先進国と概ね類似している。

特許が付与されるのは、以下の要件を充たす発明である。(i) 新規であること、(ii) 進歩性があること、さらに、(iii) 産業上の利用が可能であること。例を挙げると、新規の製品・テクノロジー、化学物質、医薬品、工業生産に利用される微生物、さらに、バイオテクノロジー的方法とそれにより得られた製品などが特許を受けることができる。一方、発見、科学的理論、コンピュータプログラム（ソフトウェア）、動植物の品種、動物・人間の治療方法は特許を受けることができない。

特許権はその発明者（または共同発明者）あるいは権利承継人に帰属する。雇用関係に基づいて、発明者の業務の一環として生み出された発明には例外が適用される。この場合には、契約で別段の定めがない限り使用者が特許権を取得する。特許権者は、発明を実施し、他人に実施を許諾しまたは特許権を譲渡する独占的権利を有する。従って、何人も、特許権者の同意なく、直接的・間接的を問わず特許発明を実施することは許されない。

登録は非常に複雑な手続であり、当初出願時から数年かかる実体審査が行われる。特許により与えられる保護の範囲は、特許クレームの文言を基準として判断される。特許権は、IPO 公報により登録が公告された日をもって効力が発生する。出願公開があった後は、出願人は発明の主題を実施した自然人または法人から適正な対価を受ける権利を有する（すでに公開された国際出願で、チェコ共和国における特許付与が求められているものについては、出願人は、出願書類をチェコ語に翻訳した場合に限って適正な対価を受ける権利が認められる）。適正な対価を受ける権利を主張できるのは、特許権の効力発生後に限られる。

特許は、行政手続によっていつでも取り消すことが可能である。これは、特許要件を充たしていないこと、特許における発明が当業者に実施可能な程度に明確かつ完全に開示さ

れていないこと、特許の対象発明が出願時の内容を超えて拡張されたこと、分割出願に基づき付与された特許の対象発明が出願時の内容を超えて拡張されたこと、または特許による保護範囲が拡張された場合に限られる。何人も、その特許取消が事実問題の点において正当であること、さらに、実質的証拠が提出されることを条件として、特許取消を請求することができる。請求があった場合には IPO から特許権者に通知がされ、特許権者は IPO に対して答弁を提出することができる。しかし、特許権者が当該事項に関する自己の見解を所定期限内に表明しない場合であっても、IPO は決定を下すことを妨げられない。IPO の決定に対しては、プラハ地区裁判所 (Městský soud v Praze) に異議申立をすることができる。取消事由が特許の一部のみにかかわるものである場合、その部分のみについて取消可能である。付与された特許権の全部又は一部の取消は、特許の効力発生日に遡って有効となる。

チェコ国内特許及び欧州特許に関しては、いわゆる「補完的保護証明書」(supplementary protection certificate, SPC) を利用することが可能である。しかし、特許要件(主に新規性)を充たすためには、発明完成時に特許出願をすることがなお必要である。SPC は、医薬品または植物防疫剤のうちその有効成分が保護されているものを対象とする。SPC は通常の特許の存続期間終了後に効力が発生し、対象特許権の保護期間が 5 年間延長される(ただし、SPC が小児科用の医薬品である場合には、申請に応じてさらに半年間延長され、保護延長期間が全部で 5 年半になることがある。) SPC が発行される理由は、単に、このような特許製品は、政府当局(国家薬品規制局等)が安全性テストを実施し販売許可を出すまでは市販ができないからである。そうすると、通常の特許存続期間の進行中に[発明の実施が]数年遅れることになり、特許権者にとっては不当である。SPC によって認められる権利は特許権と同一である。

1.1.3 実用新案

技術的解決手段を保護する方法は、特許だけではない。チェコの法では、実用新案(「小特許」としても知られている)の保護も認めており、その権利は登録特許権と似ている。

実用新案権は独占排他権である。保護の対象となるのは、新規の技術的解決手段で、産業上の利用性があり、通常の技術的スキルを超える程度のものである。発見、科学的理論、数学的方法、商品の単なる外観、コンピュータプログラム、情報の単なる表示は実用新案としての保護対象とはならない。公共の利益(特に、人道的原則や公衆道徳)に反する技術的解決手段、動植物の種、生物学的生殖材料、製造方法または作業も、保護の対象から除外される。

実用新案に付与される保護は、創作性や経済的重要度が低い商品に適していると考えられる。出願・登録手続きが簡素かつ迅速でコストも安いからである（特許と比較して、実用新案は出願から通常3、4ヶ月という早さで登録される）。しかし、特許権よりも保護の効力は弱い。

実用新案は新規性及び進歩性のレベルを審査せずに登録される。このため、実用新案権者が無効主張を受けた際には、権利保護が有効な確実性は、特に特許権と比べると低いものとなる。実用新案の保護期間は最大10年間である（存続期間は4年間であるが、3年間の延長が2回可能である）。

審査手続きに関しては、無審査登録主義と呼ばれる原則が適用される。すなわち、IPOがチェックするのは形式的な基本要件だけであり、登録異議申立制度は設けられていない。

実用新案の出願人が同一の技術的解決手段について、実用新案出願よりも前にすでに特許出願をしていた場合（実用新案出願は、特許出願の査定時から2ヶ月以内で、かつ、特許出願日から10年以内になされたものに限る）には、出願人は、当該出願において、先行する特許出願の出願日またはそれに基づく優先権の認定を求めることができる。

さらに、欧州特許出願から実用新案出願への変更は、法的要件（特別の規則に従い出願料を納付するなど）を充たすことを条件として、請求により可能である。

1.1.4 工業意匠

工業意匠は、商品またはその一部の外観を保護するものである（商標のように、登録が一定の商品区分に限定されるわけではない）。従って、技術的機能から必然的に要求されるデザインではなく、機能的・審美的デザインが保護される。意匠権による保護は輪郭、色彩、形状、質感、装飾に及ぶ。チェコ共和国では、意匠登録が可能な客体の定義はかなり広く、服飾デザイン、布地の模様、デスクランプの形状、包装の形状なども含まれる。

チェコ法では、二つのタイプの工業意匠制度が認められている。

- チェコ国内意匠（国によって付与される権利であり、IPOによって管理されている。）
- 共同体登録意匠（共同体登録意匠とは、EU全域で行使可能な単一の権利を与えるものであり、チェコ国内意匠と同様の保護が与えられる。）

工業意匠は、他の知的財産権とは異なり、権利取得が比較的早く、簡易で、コストが安いし、保護期間は最大25年間である。共同体登録意匠の場合には、チェコ国内意匠とは異なり、実体審査が行われない。チェコ国内意匠の場合、IPOが自ら調査を行い、登録に必要な新規性と独自性があるかどうかを確認する。登録異議申立制度は設けられていない。

工業意匠と立体商標を比較すると、工業意匠としての保護が求められる技術的解決手段は、新規性を備え、かつ、出願人の優先権主張日より前に公知技術の一部となっていないことが必要とされるが、立体商標の場合には、そのような要件は求められない。他方では、工業意匠は立体商標とは異なり識別性は求められない。

登録出願（または優先権主張出願）は、[新規性喪失の例外の適用を受けるためには]意匠の公開後 12 ヶ月以内に出願しなければならない。登録には、国内意匠の場合には平均して 10 ヶ月から 14 ヶ月、共同体登録意匠の場合には数週間かかる。

1.2 無登録知的財産権

チェコ法では、登録知的財産権のほかに、一定の無登録知的財産権の保護も認められている。

無登録知的財産権と登録知的財産権を比較すると、無登録知的財産権の明らかなメリットは、行政手続を要せず自動的に保護が与えられることである。一方では、そのデメリットは、保護の開始時期を証明するのが困難なため、当該知的財産権の存在を裏付ける証拠の保存に留意する必要があるという点である。

以下の知的財産が、チェコ共和国で認められている無登録知的財産権のうち主なものとして挙げられる。

1.2.1 著作権、及び実演家の権利その他の著作隣接権

著作権は、一定のタイプの著作物について、他人による複製、頒布、貸与、展示及び公衆への伝達を禁止する権利である。著作権は、対象著作物が、客観的に認知できる態様で創作された日に発生する。チェコ共和国では、著作権は登録された権利ではない。著作物が保護されるためには、著作者の創作的活動の独特の成果でなければならず（データベース、コンピュータプログラム、写真の場合には、創作性要件の代わりに独自性要件を充たす必要がある）、また、客観的に認知できる態様で表現されていなければならない（従って、純粋な思想は保護対象とはならない）。例を挙げると、保護対象となるのは次のような著作物である。文学作品、音楽作品、演劇作品、舞踊・パントマイム作品、写真作品、映画等の視聴覚的作品、絵画等の美術作品、図形・彫刻作品、建築作品、応用美術作品。さらに、著作権による保護はコンピュータプログラム（ソフトウェア）やデータベースにも及ぶ。

著作物は、著作権法に定める要件を充たすことを条件として、全体が保護対象となる場合もあれば、開発段階ごとに保護される場合、あるいは一部のみが保護される場合もある。

保護対象から除外されているのは、公的著作物（法令，決定，命令，公的認可等）その他除外するのが公益にかなう著作物，伝統的民族文化の創作物，政治演説などである。

チェコ法では，著作権は次の二つの一連の権利で構成されている。(i) 独占的な著作者人格権（これは，著作者が自己の著作物の公表を決定する権利，著作者表示を要求する権利，さらに，著作物の不可侵性に対する権利，特に著作物の改変その他の干渉に対して承諾を与える権利を与えるものである）(ii) 独占的な経済的権利（これは，著作者が自己の著作物を独占的に利用する権利，また，ライセンス契約により他人にその権利行使を許諾する権利を与えるものである。）著作者人格権も経済的権利も譲渡不可能であり，著作者はこれらを放棄することもできない。もっとも，著作者人格権とは異なり，経済的権利は他人にライセンスすることが可能である。著作者人格権は著作者の死亡時に消滅するが，著作権保護対象物の大部分については，経済的権利は著作者の生存中とさらに死後 70 年間存続する（共同著作物の場合には，最後に生存する著作者の死亡時から起算する）。

著作隣接権には，特に，実演家の権利，レコード製作者の権利などが含まれる。実演家は，著作権法に基づき，コンサートやダンス発表会等の実演について，一定形態での無断利用を禁止する権利が認められている。また，実演家は，実演の録音・放送を管理する権利，さらに実演物の複製，頒布，貸与を管理する権利も与えられている。

レコード製作者は，自身のレコードを利用し，また，その権利を他人に許諾する独占的な経済的権利を有する。他人が無断でレコードを利用できるのは，著作権法に定める場合に限られる。

独自の権利 (sui generis) と言われる特殊な保護は，データベース制作者向けの「データベースの法的保護に関する EU 指令」に従ったものである。この保護は，著作権保護の有無とは関係がなく，データベースの制作時または利用提供時から 15 年間存続する。

1.2.2 無登録共同体意匠

チェコ共和国では，EU 規則に従い，無登録共同体意匠の保護が認められている。この保護は EU 全域で有効である。無登録共同体意匠の保護が及ぶのは，故意による複製行為に対してのみである。無登録共同体意匠の保護対象は製品またはその一部であり，機能的・審美的デザインが保護される（技術的機能から必然的に要求されるデザインは保護されない）。

例えば、製品またはその一部の外観のあらゆる側面を保護するのに利用でき、服飾デザイン、布地の模様、デスクランプの形状、包装の形状、さらには通常であれば商標と思われるようなデザイン（様式化された文字デザインやロゴ等）も保護対象となりうる。

無登録共同体意匠は、共同体登録意匠と同様に、製品の機能に由来する特徴、また、その製品を他の製品と不可分に連結させることが可能な特徴は保護されない。また、独自に意匠を創作した他のデザイナーは、無登録共同体意匠を侵害したとはみなされない。但し、そのデザイナーが、保護対象の意匠の存在を知らず、その意匠を模倣したのではないことを証明できる場合に限られる。

一方、無登録共同体意匠と共同体登録意匠の違いは、無登録共同体意匠は正式な登録が必要とされないという点にある。しかし、保護を確実なものとするためには、意匠の公表日と権利の帰属を証明できる記録（可能であれば）を保管しておくことが望ましい。

無登録共同体意匠の保護の存続期間は、いずれかの EU 加盟国において最初に公表された時から 3 年間である。意匠の公表から 12 ヶ月以内であれば、より保護の強い共同体登録意匠の出願をすることも可能である。

1.2.3 ノウハウ／営業秘密

チェコ法では、ノウハウと営業秘密では、与えられる保護には違いがない。従って、チェコ法におけるノウハウは、営業秘密を通じて保護されるか、不正競争行為の要件を充たせば不正競争防止機関によって保護される¹。

商法に定める法的定義に該当する営業秘密に限り、保護される。この法的定義によると、営業秘密とは、事業者に関連性のある、商業的、工業的または技術的性質を有するあらゆる事実であって、有形的・無形的な価値または少なくともその可能性を有しており、その業界において通常は入手が不可能なものをいい、さらに、事業者の判断に基づいて秘密扱いとされるべきもので、かつ事業者が適切に秘密保持をしているものをいう。営業秘密に

¹ 不正競争行為とは、(i) 経済的競争（競合する事業者間の）または経済的関係における行為であって、(ii) 競争の適正な慣例に反しており、かつ、(iii) 競合他社または消費者に不利益を及ぼす行為をいう。ある行為が不正競争行為とみなされるためには、上記の条件すべてを充たす必要がある。

対する権利は、営業秘密が上記の法的基準を充たしている限り存続する。営業秘密の侵害が競争者間の取引関係において発生した場合には、チェコ法に定める不正競争の一形態とみなされる。

1.2.4 無登録の名称・ロゴ

一定の場合には、無登録の名称やロゴが保護されうる。この保護は、法律上の要件を充たすことを条件として、商標または著作権としての保護あるいはその両方の形態による。ここでいう商標としての保護とは、無登録の先行周知商標に関するものである。すなわち、その所有者は、類似の商品・サービスに係る同一または類似の商標について、公衆が誤認混同するおそれがあるとき（例えば当該先行商標を連想させるおそれなど）には、他人の登録を排除することができる。さらに、そのような先行周知商標がチェコにおいて高い評判を有している場合（これは立証の必要がある）、その所有者は、非類似の商品・サービスに係る同一または類似の商標について、その使用が当該商品・サービスと当該周知先行商標の所有者との関係を示唆するような場合には、他人の登録を排除することができる。

2. 知的財産権の保護とエンフォースメントの手段

権利者が救済手段を求めるには、知的財産の権利侵害の性質に応じて、次の3つの法的手段がある。

- 行政法上の手段
- 民法上の手段
- 刑事法上の手段

公法（行政法及び刑事法）上の手段が開始されても、民事手続による権利行使を同時に行うことは原則として禁止されていないため、ほとんどの場合には、上記の3つの手段を知的財産権者に最もふさわしい形で適切に組み合わせることが可能である。

2.1 行政法上の手段

2.1.1 利用可能な行政法上の手段－有効な活用方法

チェコ共和国における知的財産権の行政上の保護は、EUが定めた基準に準拠している。知的財産権の高度かつ効率的な保護を担う主要な官庁は、税関、チェコ貿易検査局及びチェコ国家農業・食品検査庁である。特定の事案ではこれ以外の官庁も関与する（地方の保健衛生当局、国家獣医事規制機関、チェコ国立銀行、国家立薬物規制機関等）。物品の差押えは、それぞれ別の法的枠組みによる二つの制度に基づいて行われる場合もある。

- 国境での税関検査による物品差押え（この差押えの対象は、原産地が EU もしくは欧州自由貿易連合の加盟国でない物品、またはチェコ国外から輸入された物品である）。
- 上記に挙げた機関による、国内市場での差押え。

2.1.1.1 国境での物品差押え

チェコ共和国の知的財産権保護に関する税関手続は適切に整備されており、適用される EU 法と調和されている。税関手続は、貴重な知的財産権を権利侵害物品（とくに模倣品、海賊版、特許権侵害物品、その他の知的財産権の侵害物品）の輸入から守るのには効率的で、しかも比較的成本の安い方法である。税関は、通関手続中に発見された模倣品、海賊版、その他知的財産権の侵害物品を差し押さえ、廃棄する権限を有する。もっとも、チェコ税関が差し押さえることができるのは、原則として、EU 域外から輸入された侵害物品に限られる。すなわち、他の EU 加盟国から輸入された侵害物品については差し押さえ権限がない。このような場合の侵害物品差押手続は、国内市場での差押である（下記参照）。

税関手続はすべての知的財産権が対象となるわけではない。税関による措置が法律上認められているのは、次の種類の知的財産権である。登録商標（国内商標、国際登録商標、欧州共同体商標）、特許、発明者証、補完的保護証明書（SPC）、工業意匠（無登録共同体意匠を含む）、種苗権、原産地名称保護、地理的表示保護、蒸留酒の地理的表示、著作権、実演権その他の著作隣接権。一方、税関は、不正競争（未登録の商標に関する権利、商号、ノウハウの侵害に関しては裁判所にて民事訴訟において争う必要がある）、のれん、データベース権、半導体回路配置利用権などに関しては、権限を有しない。さらに、税関は、並行輸入（知的財産権者の許諾を得て製造されているが、その同意なく輸入された物品）やオーバーラン（権限のある者によって製造された真正品であるが、権利者がライセンス契約で同意した条件に違反している商品）の差止めは行わない。

チェコ共和国の税関は総じて積極的であり、疑わしい物品を発見した場合には知的財産権者の申請がなくとも職権で処分をする権限を与られている（但し、職権処分の場合、侵害物品の解放を差し止めるには、知的財産権者による事後的な申請が必要となる）。それでも、知的財産権の最も適切な保護を確保するためには、侵害物品差止の申請を税関に対して行うのが非常に望ましい。

知的財産権者は、ニーズに最も適合した方法とするため、国単位での処分申請（選択した一の EU 加盟国でのみ有効）、または共同体単位での処分申請（複数の EU 加盟国で有効）の二種類から選ぶことができる。このうちのいずれかの申請を行うことで、知的財産権者情報や保護対象の知的財産権をはじめとする必要情報が税関にすべて伝えられるため、税関とより良い関係を築くのに役立つ（申請に関する詳細な情報は、セクション 2.1.2 参照）。

税関は、知的財産権侵害のおそれのある被擬物品を発見すると、知的財産権者に書面で連絡し、また、差押に関する正式な通知を行う（税関が物品の真贋を判定することができない一定の場合には、知的財産権者に対して写真やサンプルをもとに予備的意見を求めることもある）。知的財産権者が、国単位または共同体単位での処分申請のいずれも提出しない場合、知的財産権者は 3 日以内（物品の差押期間は 3 日間である）に申請を提出するよう求められ、提出しなければ物品は解放される。

その後は、申請があった場合と同様の手続が進められる。税関は、知的財産権者に対して、模倣品の廃棄について荷受人の任意的承諾が得られているか、または差押物品が自己の知的財産権侵害に該当する旨の宣言を求める民事訴訟が提起されているかどうかを、10 営業日以内に回答するよう求める。この期間は申請に応じて 20 営業日を限度に延長することができる。知的財産権者は、差押物品の荷送人と荷受人の身元情報を請求することもできる（この情報は、当該手続以外の目的で利用することはできない）。

知的財産権者は、その後荷受人に対して警告状を発し、税関による差押物品が自己の知的財産権を侵害している旨を知らせ、また、模倣品の廃棄に対する任意的承諾を要求するのが通常である。この承諾が得られた場合には税関に連絡され、物品は 3 人の税関職員の監督のもとで廃棄される。一定の事情があれば、人道的な利用目的のために残しておくことも可能であるが、その場合、権利侵害的な要素は取り除く必要がある。警告状が荷受人に対して適切に送付されたが、承諾が明示的に得られなかった場合、あるいは特に異議がなかった場合には、原則として上記と同様に取り扱われる。このような場合には、税関は黙示的承認（いわゆる「黙認」）として扱う。

また、荷受人が差押物品の廃棄に異議を述べた場合、あるいは荷受人に警告状を送付することができない場合には、知的財産権者は、民事訴訟上の申立を行って、差押物品が自己の知的財産権を侵害している旨の宣言を取得しなければならない。取得しなければ、差

押物品は市場に解放される。

2.1.1.2 国内市場での物品差し押さえ

税関及びチェコ貿易検査庁（消費者保護法令の実施を監督する官庁）は、国内市場で発見された侵害物品を差し押さえる権限を有する。

チェコ貿易検査庁及び税関は、テスト購入を行い、また、施設内に立ち入って知的財産権侵害物品を検査しこれを差し押さえる権限を有する。チェコ貿易検査庁及び税関は、この強制捜索の準備の際に、模倣品を確認できるようにするため、知的財産権者またその被指名者に連絡することができる。

差押物品が模倣品である場合には、チェコ貿易検査庁の長官が任命した 3 名の検査官、または地方税関長の監督のもとで廃棄される。強制捜索の記録書は検査官が作成しこれに署名する。廃棄にかかった費用は、物品の提供の申し出、販売または保管を行った者が負担する。一定の事情があれば、侵害商品を人道的な目的のために使用することも可能であるが、その場合、権利侵害的な要素は取り除く必要がある。

国内市場での措置は、ほとんどが税関及びチェコ貿易検査庁が職権で行うが、一定の場合には、知的財産権者が税関及びチェコ貿易検査庁に対して権利侵害の疑いを通報し、国内市場での取り締まりを求めることができる。このような場合には、供託金の差し入れが法律上定められているが、実際には、税関及びチェコ貿易検査庁は供託金を要求しないこともある。

もともと、税関及びチェコ貿易検査庁の国内市場における権限は限られており、並行輸入、オーバーラン、不正競争などには及ばないことに注意されたい。

2.1.2 国単位または EU 単位での税関措置申請

税関への申請（国単位または EU 単位）の手続は、比較的簡単である。フラデツ・クラークヴェーの所轄税関に対して、申請書類を、適切な添付書類とともに提出しなければならない。

申請には、申請人の連絡先情報、申請人の種別（知的財産権者、知的財産権者の代理人、利用権者または利用権者の代理人）、申請に係る知的財産権の種類（商標、工業意匠、補完的保護証明書等）、さらに、税関措置を求める同盟国を記載する。また、税関は、典型的な模倣品の情報・写真、偽造のタイプまたはパターンに関する情報、真正品と被擬物品との技術的な違いなど、真正品と侵害品を見分けるために役立つ情報を要求する。

申請またはその延長には公的手数料はかからない。しかし、申請人は、EU 理事会規則第 1383/2003 の第 6 条に基づき、添付の宣誓供述書に署名する義務がある。その宣誓供述書では、申請人が、権利侵害物品の廃棄にかかった費用をはじめ、物品を税関の管理下におくことで発生する一切の費用を負担する旨を宣言する（これは、侵害者がそのようなコストの負担責任を負わない場合に適用される）。共同体単位での申請の場合には、宣誓供述書には必要な翻訳費用も含める。このコストを事前に見積もるのは不可能ではあるが、合理的で比較的安い、あるいは全くかからないことが一般的である。

申請は 1 年間有効であり、何度でも延長することが可能である。使用するフォームは欧州委員会または各国税関のウェブサイトで購入することができる。

税関との最適な協力関係を築き、税関による権利侵害物品の監視・差押の効率性を高めるためには、知的財産権者またはその代理人が税関職員向けのワークショップを時折開催することが望ましい。このワークショップでは、「実物」のサンプルを利用して真贋を判定する方法を学習できるし、最新の模倣のパターンを知ることができる。また、いわゆるグリーン警告（Green Alert）フォーム（これも欧州委員会または各国税関のウェブサイトで購入可能）を、該当する同盟国の管轄の税関（チェコ共和国の場合であれば、税関局のオペレーションセンター）に提出し、税関に対して当該物品に関する最新の動向を知らせることができる。また、特定の積荷に関する緊急で具体的な情報を税関に知らせるレッド警告（Red Alert）フォームを提出することもできる。

2.1.3 チェコ税関での保護制度に対する重要な制限

すでに述べた通り、税関も、その他の官公庁も、並行輸入品（知的財産権者の許諾を得て製造された真正品であるが、その同意なく地域外で販売された物品）またはオーバーラン（権限のある者によって製造された真正品であるが、権利者がライセンス契約で同意した条件に違反している商品）を行政手続によって差し押さえる権限は有しない。

並行輸入品またはオーバーランの場合には、知的財産権者は、並行輸入品の頒布を差し止めた上で損害賠償を請求するために主に民事訴訟（差止の仮処分申立を含む）を提起し、あるいは、損害賠償を請求するため、個別の事案に応じて刑事手続を併せて申し立てることにより、権利を守ることができる。

2.1.4 コスト及び手数料

国境措置に関する国単位または共同体単位での処分申請、あるいはその延長申請には、行政手数料はかからない。

国内市場における行政措置に関しても、行政手数料はかからない。但し、管轄官庁（税関またはチェコ貿易検査庁）が、知的財産権者、またはその事件に法律的利害関係を有することを証明した第三者の申請に応じて処分を行う場合には、法律上、相当の供託金（具体的な金額は管轄官庁の長が決める）の差し入れが定められている。もっとも、実際には、税関もチェコ貿易検査庁も、必ず供託金の差し入れを求めるわけではない。この供託金は、強制捜査が不適切と判明し、申請の理由が確証されなかった場合に備えるためである。供託金は申請から 15 日以内に支払わなければならない。申請に理由があるとされた場合には返還される。

2.2 民事法上の手段

2.2.1 チェコの裁判所と IP エンフォースメント

2.2.1.1 登録知的財産権

チェコ共和国では、**登録のある**工業所有権（GTM を含む商標、特許、実用新案、工業意匠等）に基づいて発生する侵害の訴えについては、一元的な裁判管轄制度が定められている。のれんに関する紛争もほぼ間違いなくこれに含まれる。このような紛争（工業所有権の侵害及びそのおそれに関する訴え、あるいは工業所有権の受益権者の損失において得た不当利得の引渡しに関する訴えも含む）をすべて専属的に審理する、特別に指定された第一審裁判所は、プラハ地区裁判所（チェコ語では Městský soud v Praze）である。

このような訴訟手続は、専門の合議体によって行われ、決定される。この合議体の構成員は、知的財産侵害事件を専門とする裁判官（裁判長 1 名と裁判官 2 名）である。もっとも、技術的・科学的な専門知識を有することは求められていない。従って、事件の判断に必要な技術的知識を裁判官に提供するため、事案のあらゆる側面をカバーし技術的要素を説明する鑑定人及び証拠を裁判所に提出することは、当事者の判断に委ねられる。裁判官

は、また、争点をよりの確に理解するために追加的な質問をし、また、未解決の技術的・科学的論点を明確化するため、宣誓をした裁判所鑑定人による独立的な鑑定意見を命ずることもできる。

プラハ地区裁判所が交付した判決は、第二審であるプラハの高等裁判所²（チェコ語では Vrchní soud）に対して控訴ができる。上記と同様に、高等裁判所でも、事件は知的財産侵害事件を専門とする 3 人の裁判官による合議体によって裁判される。もっとも、これらの裁判官が技術的・科学的な専門的技能や知識を有することは求められていない。

高等裁判所による控訴判決に対しては特別上告によってさらに争うことができ、これはブルにある最高裁判所によって裁判される。最高裁判所は民事訴訟の最高機関であり、その判決は、基本的人権・自由の侵害を理由に、チェコ共和国の憲法裁判所に対する憲法訴訟を提起することによってのみ争うことができる。

2.2.1.2 無登録の知的財産権

無登録の知的財産権（著作権など）及び不正競争に関する訴えについては、知的財産専門裁判所は設置されておらず、これらの紛争を審理する管轄裁判所は各地の地区裁判所（チェコ語では Krajský soud）である。事件がプラハ巡回裁判所の管轄である場合には、管轄裁判所は先に述べたプラハ地区裁判所となる。

訴えが登録知的財産権と無登録知的財産権の両方に関わるものである場合は、登録知的財産権事件の指定裁判所、すなわちプラハ地区裁判所が管轄裁判所となる。同裁判所では、セクション 2.2.1.1 で説明した知的財産専門の合議体によって事件の判決が下される。

また、無登録知的財産権の場合には、プラハまたはオロモウツにある高等裁判所（チェコ語では Vrchní soud）が第二審となる。事件は、知的財産侵害事件専門の裁判官 3 名からなる合議体によって裁判されるが、法律上、裁判官には技術的・科学的な専門技能や知識は必要とはされていない。

² CTM は例外とされる。CTM 関連事件の上訴裁判所は、ブルノにある最高裁判所（チェコ語では Nejvyšší soud）である。

高等裁判所による控訴判決に対しては特別上告によってさらに争うことができ、これはブルにある最高裁判所によって裁判される。その判決は、基本的人権・自由の侵害を理由に、チェコ共和国の憲法裁判所に対する憲法訴訟を提起することによってのみ争うことができる。

2.2.1.3 訴訟に関する一般的注意事項

訴訟にかかる時間は、係争対象の複雑さや当事者のアプローチによって変わってくる。しかし、特許訴訟の場合は、特に控訴がされた場合には1年から数年かかることがある。また、具体的な事案の複雑さによっても大きく変わってくる。特許訴訟は第一審が通常1年から1年半と、平均的には他の知的財産訴訟よりも判決にはるかに長い時間がかかる。この時間は、当事者と裁判所の協力関係によっても左右される。

侵害訴訟において、登録知的財産権の取消を求める反訴が出された場合であっても、裁判所は権利範囲に関する判決を下すことができる。しかし、裁判所はその知的財産権（特許権、商標権等）を取り消しまたは無効とする権限を有しない。そのような判断はIPOその他の各機関の単独裁量に委ねられる。知的財産権の取消手続または無効手続がすでに申し立てられており、裁判所がその旨連絡を受けている場合には、裁判所は当該手続の決定が下されるまで訴訟手続を中断することができる。

コモン・ロー（英国）とチェコの裁判制度との主な違いを比較すると、チェコの裁判所は、各事件をそれぞれ個別に裁判し、コモン・ローのように判例に拘束されない（但し、上級裁判所の判決は当該事件について下級裁判所を拘束するという例外がある）。

もっとも、実務上は、下級裁判所は、別件の（ただし比較可能な）事案において下されるものであっても、上級裁判所の確立された意見を踏襲するのが通常である。

コモン・ロー法体系とは異なるアプローチは、証拠調べ手続にも適用されている。チェコの裁判制度では、裁判所に対して証拠を提出するのは各当事者の責任とされている。きわめて限定的な例外はあるが、一方当事者が他方当事者に対して文書提出を強制することはできない。新たな事実主張及び証拠の提出期限は、原則として第一回口頭弁論時である（下記の説明を参照）。

2.2.2 裁判所によるエンフォースメントが可能な権利

チェコ共和国では、登録知的財産権と無登録知的財産権のいずれも、裁判所によるエンフォースメントが可能である。

登録知的財産権のエンフォースメントは、「工業所有権の権利行使に関する法律」に定められている。同法は、知的財産権の権利行使に関する EU 指令を国内で実施したものである。

適格者（工業所有権の所有者、工業所有権の保護を規制する個別法に基づき工業所有権を所有する者、特別の規則に基づき工業所有権の利用権を有する者（特にライセンス）、さらに、知的財産権の保護に従事する専門職業団体であって、工業所有権の保有者または所有者を代理する権限ある団体として原産国において正当に認証されているもの）は、工業所有権侵害商品・サービスの出所及び流通経路に関する情報（製造者、加工者、販売者、供給者、その他侵害商品・サービスの前保有者の氏名、会社名、事業者名、定住所及び登記上の事務所。また、特定の商品・サービスの製造量、加工量、供給量、保管量、受領または注文した量及びその代金額の詳細）の提供を要求することができる。

登録知的財産権が侵害されまたはそのおそれがある場合に、適格者が民事訴訟によって求めることができる救済手段はいくつかある。適格者は、主に、商品を市場から回収すること、製造・発売・保管の中止、商品の永続的な撤去または廃棄を求めることができる。さらに、工業所有権を侵害したまたはそのおそれがある活動を主な用途とする材料、装置または設備の回収、永続的な撤去または廃棄を求めることができる。また、損害賠償及び不当利得の返還を請求することもできる。

著作権のエンフォースメントは、EU 法規の該当規定を反映した著作権法に従って行うことができる。営業秘密及び不正競争に基づく権利のエンフォースメントは、チェコの商法に従う。

2.2.3 裁判所に提訴する方法

裁判所への提訴を決定するにあたっては、3つの主要なポイントを考慮し、これに対処する必要がある。

- 裁判所でエンフォースメントを求める知的財産権の特定。

- 民事訴訟の相手方となる当事者の特定及び訴訟代理人の選任。
- 侵害者（被告となる者）によって知的財産権が侵害されている事実、また、請求に係る救済手段を受ける権利を有する事実を裏付ける証拠（損害額の立証、証明など）の大半を収集しておくこと。

2.2.3.1 民事訴訟の相手方となる当事者の特定及び訴訟代理人の選任

民事訴訟の当事者を特定するということは、原告または被告³として行動するのは誰かという問いに答えることである。

本稿で説明した通り、自己の知的財産権を侵害された者が民事訴訟において原告となり、訴訟を提起する。従って、主に以下の者が原告となる。(i) 知的財産権者（登録商標の名義人など）、(ii) そのライセンシー、または(iii) 知的財産権者とライセンシーの両方。

實際上、たとえば知的財産権者の子会社（登録名義人ではなく）が原告となることを希望する場合、問題となる知的財産権のライセンスを同社が受けていることを立証する必要があり、適切に立証しない場合には、訴えは被告によって容易に反論され、裁判所によって棄却されることとなる。このため、例えば真正品の現地販売代理店であっても、ライセンス契約によって権限が正式に与えられていない限り、その商品に関連する知的財産権訴訟の原告となることはできない。

原告が外国の法人である場合には、裁判所によって、原告が実在することの証拠が要求されることがある。たとえば、原告がアメリカの法人である場合には、法人設立証明書、法人資格証明書、在職証明書のような書類が要求されることがある。こうした書類はチェコ語に翻訳する必要があるし、また、訴訟にかかる時間を短くするため、民事訴訟の提起前に取得しておくのが望ましい。また、原告がEU域外に居住する場合には、被告の要求に応じて、裁判所が手続費用のための担保提供を命じることもある。

民事訴訟においては、原告が弁護士などによって代理されることは法律上義務付けられていないが、非常に望ましい。民事訴訟の委任状は、民事訴訟のあらゆる事項について、いかなる制限も付さない形で交付しなければならない。裁判所手続ごとに別の代理人を選

³ 刑事訴訟とは異なり、被告不明のまま民事訴訟を提起することは認められていない。

任することは許されない（もっとも、原告の裁量によって委任状を撤回し、別の代理人を選任することはいつでも可能である）。

原告が個人ではなく法人である場合には、委任状を交付することができるのは、法人を代表する権限のある者（例えば有限責任会社の執行役員）だけである。実際には、裁判所は商業登記簿抄本を提出させるなど、委任状を交付（すなわち署名）した者にその権限があることの証明を求める場合がある。権限のない可能性のある者が委任状を交付したという事実も、被告による攻撃の対象となる。

2.2.3.2 知的財産権侵害の事実を裏付ける証拠の収集

民事訴訟全体（差止の仮処分申立を含む）に適用される基本原則の一つは、原告が立証責任を負うという原則である。

この原則は、次のことを意味する。(i) 訴状または差止の仮処分申立の基礎となるあらゆる関連事実を立証するのは、すべて原告の責任である。(ii) 裁判所は、自ら事実を調査したり、証拠を収集したりすることはない。アメリカ法などとは違って、チェコ法では、証拠のディスカバリー手続の利用は認められていない。これは、民事訴訟における本案審理前の段階で、各当事者が民事訴訟法に基づき、質問状への回答要求、文書提出要求、自白・証言録取書の要求などのディスカバリー手段を利用して、他方当事者から証拠を入手することができる制度である。

以上のことから、さらに、集中審理の原則（詳しくは後述する）があるため、民事訴訟を開始する前にあらかじめできるだけ多くの証拠を収集しておくことが強く勧められる。下記で説明する、第三者（または被告）からの証拠の収集に関する法的手段（ポイント2.2.3.3）によってある程度立場が有利になるかもしれないが、実務上は、他のソースや手段に頼らず、自己の手段と能力によってできる限り多くの証拠を収集しておくことが非常に望ましい。さらに、契約その他の法的関係の締結時から将来の紛争の可能性を想定しておくこと、また、その時点ですでに適切な書面を確実に取得しておくことが望まれる。

民事訴訟の手続全体を通じて、集中審理の原則が適用される。この集中審理の原則とは、一般的に、裁判所が考慮の対象とするのは（すなわち、提出を認め採用するのは）第一回口頭弁論終結時までに特定された証拠に限られるというものである（この原則は、第一回

口頭弁論が準備期日に過ぎない場合であっても適用される。詳しくは下記参照。) これ以外の証拠を裁判所が取り上げるのはきわめて例外的な場合、すなわち基準時よりも前には存在していなかったか、あるいは民事訴訟当事者に知られていなかった可能性の高い証拠に限られる。

実際には、民事訴訟においては、合法的に収集されたものであればすべて証拠として利用することができる。

(a) 鑑定意見書

当事務所の経験から言えば、知的財産関連事件の民事訴訟の結果を左右することの多い中心的な証拠は、鑑定意見書である。この鑑定意見書は、(i) 民事訴訟当事者が自発的に提出するか、(ii) 民事訴訟手続において裁判所が要求する場合がある。

差止仮処分を適切に取得し、民事訴訟に勝訴するためには、適切な鑑定意見書を自発的に提出することが非常に望ましい。鑑定意見書は、(i) 公的資格を有する専門家（公的鑑定人）、あるいは、(ii) 権利所有者、または係争中の知的財産権及び侵害に関する知識を有する者（私的鑑定人）によって作成することができる。

公的資格を有する鑑定人（公的鑑定人のリストは公表されている）に鑑定意見書の提供を依頼することにした場合、正確な専門分野知識を有する者を選ぶことが重要である。例えばベアリングの模倣品に関する事件であれば、機械工学を専門とする鑑定人を選任すべきである。鑑定人の能力は人によって異なるから、推薦を求めるべきである。また、鑑定人とは、初回ミーティング時に、鑑定意見書の目的を明確にし、具体的な鑑定内容について合意しておくことが非常に大切である。公的鑑定人が作成し、いわゆる「鑑定人条項」が適切に付された鑑定意見書は、訴訟当事者が提出したものであっても、裁判所の依頼した鑑定意見書と同様の価値を有する。つまり、このような鑑定意見書は、提出可能な証拠の中で最も有力なものの一つである。

実際には、侵害商品・サービスに関する正確で詳細な知識をもった適切な公的鑑定人を見つけることは困難であることが多い。このため、権利者が提出するのは、自己かまたは他の適格者（例えば専門知識を有する従業員）すなわち私的鑑定人の作成した鑑定意見書であることがほとんどである。こうした者は高度な知識を有しており、知的財産権の侵害の

有無やその態様について判断能力があるため、実務上は、相手方当事者がその鑑定意見書を強く争わない場合には（鑑定意見書を争う最も有効な方法は、反対意見書の提出である）、裁判所はその鑑定意見書を正しいと認めるのが通常である（公的鑑定人が作成したものでなくとも。）

鑑定意見書及び本案訴訟の目的が、一定量の商品が知的財産権にあたることの立証である場合には、鑑定意見書においていわゆる「合理的な数の商品サンプル」の検証を含める必要がある。合理的なサンプル数は事案によって異なるため、定義や算出は不可能である。当事務所の経験からは、事件が3種類の多数の商品にかかわるものである場合、鑑定意見書の基礎として選ばれた各種類10個程度のランダムなサンプルで十分であり、裁判所にも採用可能である。

(b) 証拠収集に関するその他のヒント

例えば、いわゆる「テスト購入」をするのもよい。これは、売り主によって模倣品が販売されているという証拠を得るために、その模倣品を買うことである（販売者、販売時期、販売された商品を明白に特定可能な請求書の発行を求めることが必要となる）。テスト購入は、その商品の販売は偶然だと被告が主張する場合に備えて、2回以上（例えば2週間以内に）行うのが望ましい。

権利侵害商品・サービスがウェブサイトで販売・広告されている場合には、そのウェブサイトの内容について公証を受けておくのが望ましい。

また、流通経路についてさらに詳しい情報を得るなどの目的で、証拠収集に関して民間の調査業者の協力を得ることも考えられる。鑑定意見書を依頼する場合と同様に、民間調査業者に関する推薦を受けることを勧める。

前述の通り、類似の事案に関する他の裁判所（特に最高裁判所）の判決も、主張を裏付ける有力な手段として役立つことができる。

提出する証拠はすべて、明らかに合法的な手段で取得したものでなければならない。合法的でない場合には証拠は採用されず、提出した当事者は、そのような違法収集証拠を取

得したことによって民事上さらには刑事上の罰則が課せられることがある（例えば、従業員の私信を不法に監視することによって取得した電子メールなどは、証拠として利用することは許されない）。

2.2.3.3 訴状提出前の手段

裁判所に本案訴訟の訴状を提起する前に、原告となる予定の者は、特に証拠の保全や知的財産権の侵害差し止めを目的として、以下の手続をとることができる。(i) 差止の仮処分申立を行う。(ii) 証拠保全の申請を行う。(iii) 第三者に対して、流通経路に関する情報提供を求める。

(a) 差止仮処分の申立

差止仮処分は、権利所有者（申立人）が本案訴訟の提起前に申し立てることのできる法的手段である。

特に、侵害者が民事訴訟の提起にもかかわらず知的財産権の侵害を継続することが懸念され、このため権利侵害を即時に差し止める法的処分を取得することが必要な場合には、差止の仮処分申立を行うことが実務上望ましい。差止の仮処分によって、裁判所は侵害者に対して特に侵害商品・サービスの販売、頒布その他処分を禁止することができる。

申立人（原告となる者）は、差止の仮処分申立を提出する前に、次のリスクを慎重に考慮すべきである。差止仮処分が認められた後、原告が本案訴訟で敗訴するなどの理由で取り消された場合（差止仮処分の取消の詳細については下記参照）には、被告によるその差止仮処分により被った損害賠償の請求が認められることがある。例えば、差止仮処分により、それが有効な一定期間中は商品の販売が禁止されたとする。すると、被告には逸失利益額の損害が発生する。上記の観点から、差止の仮処分申立に先立ち、可能な限り多くの証拠を収集しておくこと、また、被告による当該知的財産権の侵害の有無を慎重に検討することが、強く推奨される。

差止の仮処分申立が認容されるためには、以下の法的要件のいずれか一つを充たす必要がある。(i) 当事者（ここでは権利者と侵害者など）の関係を暫定的に規制する必要性があること。または、(ii) 判決の強制執行が妨げられるおそれがあること。

実務上は、権利者が、被申立人が知的財産権侵害を継続するおそれがあるため、これを速やかに排除する緊急の必要性があるとして、第一の条件を主張することが多い。しかし、申立人が権利侵害行為について一定の期間（法律上の定めはないが、当事務所の経験からは1年以上）知っていた場合には、裁判所は緊急性がないとの理由でその差止仮処分申立を棄却することもある。

ポイント 2.2.3.1 ですでに説明したとおり、差止の仮処分申立の際には申立人と被申立人を詳しく特定し、5万チェココルナ（2,000ユーロ）の供託金を納付する必要がある。さらに、上記の法的要件のうち少なくともいずれか一つを充たし、差止仮処分を取得するためには、挙証責任を負う権利者が、処分の緊急の必要性と、権利侵害に該当する行為の存在を立証しなければならない（緊急の必要性の証明の基準は、本案審理よりも差止仮処分の場合の方が厳しい）。実務上は、以下の証拠を提出することが望ましい。

- 係争対象の知的財産権の存在と、その権利が申立人に帰属する旨の証明書類。例えば、知的財産権登録簿の抄本で、申立人がその権利所有者またはライセンスーとして登録されているものなど。
- 権利侵害に関する情報。侵害の範囲及び性質、並びに侵害された権利。チェコ共和国内における、侵害者による権利侵害期間の長さを含む。
- 侵害の事実を立証する書面その他の証拠。たとえば、テスト購入によって入手したあらゆる書類及び商品、侵害品を売っているウェブサイトに関する公証書類、鑑定意見書、証人の陳述書など。

裁判所は、差止の仮処分申立があった場合には可及的速やかに、7日以内に決定を下さなければならない。差止仮処分申立は(i) 認容されるか、(ii) 棄却されるかのいずれかである。裁判所は、差止の仮処分申立書のみを基礎として（すなわち、侵害者とされた相手方から情報や陳述を得ることなく）判断を下す。

上記の法的要件及び形式的要件が充たされており、適切な証拠によって裏付けられていれば、ほとんどの場合には裁判所によって仮処分が認容される。仮処分が認容されない場合には、差止仮処分の棄却決定が申立人へのみ送付される（侵害者は、差止の仮処分申立があったことは知らされない）。

差止仮処分決定は直ちに法的強制力が発生し、侵害者はこの決定に従って行動する義務を負う。従わない場合には、差止仮処分は罰則の適用によって強制執行されうる。当然のことながら、侵害者はこの決定に対して、取消を求める申立を行うことができる。

差止仮処分が認容された場合には、本案の訴状を、本訴の提起とともに、または裁判所の定める一定の期限内（多くの場合には 2 週間）に行う必要がある。本案の申立をしない場合には、差止仮処分は自動的に取り消される。十分な証拠が得られている場合には、訴状と同時に差止の仮処分申立を行うことも可能である。

(b) 証拠保全の申立

後日に証拠を入手することが不可能となるか、あるいはきわめて困難となるおそれがある場合には、民事の本案訴訟を申し立てる前に、受訴裁判所に対して証拠保全の申立を行うことも可能である。知的財産権関連事件における証拠保全には特別のルールが適用される。すなわち、裁判所は、適格者（例えば権利所有者）の申立に応じて、次の証拠の保全を命ずる決定を下すことができる。(i) 模倣品の可能性のある物品またはその合理的なサンプル、(ii) 模倣品の可能性のある物品の製造に使用された材料及び手段、(iii) (i) で挙げた物品に関する書類。証拠保全にあたっては、裁判所の判断により、最高 10 万チェココルナ（約 4,000 ユーロ）の供託金納付を求められることがある。

知的財産権者は、証拠保全の決定が下された後、本訴の申立をしなければならない。申し立てがない場合には、証拠保全決定はその効力を失う。仮処分決定の場合と同様に、証拠保全が行われたが申立人が民事訴訟で敗訴した場合には、被告が証拠保全によって被った損害の賠償を請求するというリスクがある。上記に述べた供託金が、証拠保全決定によって発生した損害の回復に充てられることもある。

しかし、この証拠保全という手段はあまり頻繁には利用されていない。その理由の一つは、時間がかかることと、また、誰かが民事訴訟に備えて証拠入手を試みていることに侵害者が、気づききっかけとなり、侵害者にその証拠を隠匿または廃棄する時間を与えてしまうことである。

流通経路に関する第三者の情報提供

民事訴訟の提起前に利用可能なもう一つの手段は、第三者に対して、侵害商品・サービスの出所及び流通経路に関する情報提供を求めることである。権利所有者は、第三者に対し

て、出所に関する情報をいつでも要求する権利を有する。その情報の自発的提供が合理的な期限内になされない場合には、権利所有者は当該情報の開示を求める民事訴訟を提起することができる。第三者は法律上その情報を開示する義務を負う。

要求のあった適切かつ正確な情報が開示されるかどうかは、すべてその第三者にかかっている。残念ながら、提供情報の完全性及び正確さの検証に役立つ法的手段は設けられていない。

2.2.3.4 訴状

仮処分決定の場合と同様に、当事者（原告及び被告など）を適切に記載し、できる限り関連性の高い証拠を提出しなければならない。実際には、訴状に仮処分と同様の事実及び証拠が反映されている場合も非常に多い。

- 知的財産権の帰属を証する情報。
- 係争対象の知的財産権の侵害に関する情報及び証拠。

さらに、原告は、自己の請求に正当理由があることを立証しなければならない（たとえば、被った損害が請求金額通りであることを立証する必要がある）。

原則として、事案の事実を立証する義務を負うのは原告であるが、その事実を当事者からの主張の有無にかかわらずあらゆる適用法令に照らして検討するのは、裁判所の責務である。しかし、実際には、訴状においては事案に適用される法規定について意見を述べることが望ましい。たとえば、ある行為が知的財産権の侵害と不正競争の両方に該当すると考えるのであれば、訴状を読みやすい形式で作成するためには、まず知的財産権の侵害を説明し、それから不正競争行為を説明するという構成をとるのがよい。

重要な証拠（多くの場合には鑑定意見書）をはじめとする具体的な証拠に関しては、上記セクション 2.2.3.2 を参照のこと。

訴状では、被告（侵害者）に対して以下のことを命ずるよう、裁判所に申し立てることができる。

- 侵害行為を中止すること。

- 侵害商品を市場から回収すること。
- 侵害商品を破棄すること。
- 損害賠償、または侵害商品・サービスに関連して被告が得た不当利得返還の方法により、原告に対して賠償すること。さらに、非金銭的損害（風評被害など）を適切な回復手段により回復すること。この手段とは通常は謝罪であるが、侵害が特に深刻であれば金銭的賠償によることも可能である。
- 新聞紙上で判決を公告すること。

実際には、逸失利益をはじめとする、侵害行為によって発生した損害の算定にあたっては困難が生じることが少なくない。模倣品の販売・流通により発生した損害額を真正品の小売価格を基準に計算するという通常の方法が適切かどうかは、疑わしい。このような計算では、「真正品の小売価格が高すぎるため、安い模倣品を買った消費者が真正品を買うことはありえない」という相手方の抗弁が成功する可能性がある。従って、場合によっては、侵害者が提供しまたは販売の申し出を行っている模倣品（あるいはその他の知的財産権侵害商品）の卸売価格を基準に逸失利益を計算するのが、より適切な方法である。

EU のエンフォースメント指令 (No. 2004/48/EC) を実施する法律では、侵害者が侵害時点において係争対象の商品に関するライセンス取得にかかる金額の 2 倍に相当する金額以上の一括払い金による、損害賠償、適切な額の金銭賠償、不法利得の返還を請求することが認められている（損害賠償額は、侵害者が侵害の事実を知らず、かつ、それを知ること也不可能であった場合には、ライセンス料と同額とされる場合もある）。

この規定によって損害賠償額、適切な額の金銭賠償、不法利得の返還の主張及び立証が容易になるが、ライセンス料の立証はなお必要である。

訴状を作成する際には、仮処分申立書を作成する場合と同様に、チェコ裁判所は申立件数が多く、裁判官は文章の長い書類を好まないことを念頭に置くべきである。このため、訴状は可能であればできるだけ短く書く必要がある。

2.2.4 裁判所での手続—口頭弁論

訴状が提出されると、裁判所は被告に対して連絡し、また、訴状に対する答弁も併せて要求する。被告は一定の期限内（通常は 4 週間）に答弁しなければならない。事件によっ

ては（通常は複雑な事件）、裁判所が原告に対して被告の答弁書を送付し、同時にその被告答弁書に対する原告の答弁を要求することもある。それ以外の事件では、原告に答弁書を送付され、口頭弁論（すなわち準備手続）への出席が求められるのが通常である。

特に原告が損害賠償を求めているなど多くは複雑な事件においては、裁判所が口頭弁論期日に先立ち訴訟当事者と面談して、特定の事実や当事者の見解を明確化し可能であれば当事者を和解に導くことが有用であると判断する場合には、当事者にはいわゆる準備期日への出席が求められる。両当事者に対しては、期限内に他にどのような証拠を提出すべきかの情報が与えられる。さらに、準備期日に関しては集中審理の原則が適用される。つまり、準備期日の終結後に新たな証拠を提出することは、ほぼ不可能となる。

被告は、その答弁書において、訴状記載の事実・情報は誤りであって真実ではないこと、また、いろいろな理由をもとに知的財産権の侵害事実がない旨を抗弁として主張することが多い。また、被告は原告提出の鑑定意見書に異議を唱えることも非常に多い。被告にとって最も有効な抗弁は、以下のようなものである。(i) 被告は知的財産権の侵害者ではない。(ii) 原告には、係争対象の知的財産権を行使する権限ある者ではない。(iii) 原告側提出証拠が誤りである（特に、鑑定意見書が不正確で間違っている）。このため、(iv) 損害賠償を請求するのであれば、被告もその請求金額について反訴を提起する見込みが高い。従って、再度強調するが、訴状を作成する際には上記の 4 つのポイントを適切に考慮して対処することが非常に望ましい。

被告が呼出状を無視し、正当理由がないのに第一回口頭弁論期日に出席しない場合、その事件は被告欠席のまま（被告の弁論なしに）、原告が提出した情報及び証拠のみをもとに裁判されることがある。また、被告が訴状に対する答弁書を裁判所から求められても提出しない場合、一定の事情があれば、被告は請求を認めたものとみなされ、裁判所はそれ以上手続をすることなく認容判決を下すことができる。

原則として口頭弁論は公開とする。一般の傍聴を禁止することができるのは、両当事者の申請があり、かつ、裁判所がそれを自由裁量で認めた例外的な場合に限られる。しかし、裁判所が判決を言い渡す時は、傍聴を禁止してはならない。

口頭弁論期日においては、裁判長が原告及び被告を尋問する。コモン・ロー体系の国とは違って、口頭弁論期日には、訴状または答弁書ですでに言及された主張が主に取り上げられる。すなわち、訴訟代理人または原告・被告の間で「感情的な喧嘩」は起こらない。

裁判長は、通常、原告及び被告に対して、訴状や答弁書に記載された請求・主張に関する質問をし、また、追加事項や強調したい事項があるかどうかを尋ねる。

次に、裁判調はいわゆる「証拠調べ」の段階を開始する。これは、裁判所が証拠を取り調べる手続である。証拠が書面で提出されている場合、裁判長はそれを読み上げることによって当事者に提示する。両当事者は、また、集中審理の原則における基準日（詳しくは上記を参照）が経過していなければ、新たな証拠を提出することもできる。この段階でも、証人尋問が行われる。このため、証拠に証人尋問の申し出が含まれる場合、あらかじめ証人と面談し、訴状の概要と尋問の手順について説明しておくのがよい。

証拠調べ段階の後、両当事者は主な主張を述べ、また、最終的な弁論では請求を繰り返して述べるができる。最終的な弁論はあらかじめ準備しておくべきである。

口頭弁論期日は、時間の都合により、あるいは追加証拠の提出や公的鑑定人による鑑定意見書が必要だと裁判官が判断する場合には、中断されることがある。

証拠調べ段階が終了し、当事者に追加事項がなくなれば、裁判官は当事者に退廷を求め、決定の結論を下すために最終的な会議を行う。事案の複雑さにもよるが、複雑でなく、口頭弁論は一回限りで証拠の追加提出もない事案であれば、実際には裁判官の最終会議は15分ぐらいで終わる。

裁判所は、当事者に対して、事件を友好的に解決するよう和解合意を提案するのが慣例である。裁判官は常に和解を勧めるのが望ましいが、実際には、当事者に和解を勧めるのは主に比較的複雑な事案、すなわち、両当事者の主張が法律上正しく、事案が複雑で一方当事者に明確に勝訴判決を下すことが不可能であることが少なくないケースである。請求された損害賠償額が高額で、しかも、提出された証拠からは法律上どちらが有利なのか明

らかではない場合、受訴裁判所は原告及び被告に強く和解を勧める。当事者が和解に達した場合、すなわち両当事者が和解合意を締結し、その和解合意が裁判所に承認された場合には、その和解は拘束力を有し、裁判所の通常の判決と同様に強制執行が可能である（両当事者は再度裁判所に申し立てて和解の強制執行を求める必要がない）。また、当事者は、和解契約を締結することにより、裁判外での和解も可能である。この和解契約はあらゆる面で両当事者の標準的な契約書とは全く違いがなく、一方当事者による契約違反があれば、通常の手続による裁判所の強制執行が必要となる。

裁判所は、判決を言い渡した後、通常 1 ヶ月以内に判決書も交付する。この判決に対しては、両当事者は 15 日以内に第二審裁判所に控訴することができる。

両当事者への送達から 15 日以内に控訴がされなかった場合、判決は法的に強制執行が可能となる。

第一審裁判所の判決に不服がある場合、控訴をすることができる。控訴ができるのは法令に定める理由に限られるが、その理由は非常に広汎で、原則としてほとんどすべての第一審判決が控訴可能である。

控訴状を作成する際には、判決のうち不服な部分を明らかにし、その部分に不服な理由を明確にするのが望ましい。集中審理の原則が適用されるため、新たな事実の主張や証拠提出は非常に制限される（ほとんど認められない）という点に注意すべきである。

控訴裁判所の裁判には以下のようなものがある。(i) 形式要件違反を理由に、控訴を却下する。(ii) 第一審裁判所の判決を維持する。(iii) 第一審裁判所の判決を取り消し、第一審裁判所に事件を差し戻す。(iv) 判決を変更する。

2.2.5 民事裁判所判決の執行

判決の法的効力が発生すると、執行が可能となる。判決の執行は、民事訴訟法及び民事訴訟施行規則に従い、これらに定める方法によってのみ実現される。判決の執行は、主に以下の二つの種類に分けられる。

- 金銭的賠償の執行は、給与・賃金からの控除、売掛債権の決済命令、強制的引き落とし、動産・不動産の売却、事業の売却、不動産に対する判決先取特権の設定などによって実現可能である。
- 非金銭的賠償の執行は、課される義務の性質に応じて、立ち退き、共有物の分割、業務及び履行の提供、または応じない被告に対して裁判所が罰金を課すことによって実現可能である。

2.2.6 コスト及び手数料⁴

訴状を提出し、民事訴訟を開始しようとするときは、裁判所に対して手数料を支払わなければならない。裁判所手数料は、請求の種類に応じて異なる。非金銭的請求の場合には、一括払いの手数料が求められる。例えば、商標の使用差し止めの請求にかかる裁判所手数料は2,000 チェココルナ（約80 ユーロ）である。

金銭的請求の裁判所手数料は、請求金額を基準として計算される。請求金額が20,000 チェココルナ（約800 ユーロ）以下の場合、その請求の裁判所手数料は1,000 チェココルナ（約40 ユーロ）である。請求金額が20,000 チェココルナ（約800 ユーロ）を超え、40,000,000 チェココルナ（約1,600,000 ユーロ）以下である場合、その請求の裁判所手数料は請求金額の5%である。請求金額が40,000,000 チェココルナ（約1,600,000 ユーロ）を超える場合、その請求の裁判所手数料は2,000,000 チェココルナ（約80,000 ユーロ）に、40,000,000 チェココルナを超える部分の金額の1%を加えたものである。250,000,000 チェココルナ（約10,000,000 ユーロ）を超える金額は算入されない。従って、裁判所手数料の最高額は4,100,000 チェココルナ（約164,000 ユーロ）である。

差止の仮処分申立の裁判所費用は1,000 チェココルナ（約40 ユーロ）である。差止仮処分申立とともに、50,000 チェココルナ（約2,000 ユーロ）の供託金納付が求められる。供託金は、仮処分申立の提出に先立って管轄裁判所の銀行口座に納付しなければならない。納付しなければ、差止仮処分申立は法律上当然に却下される。

裁判所から仮処分が認容されたが訴訟で敗訴した場合、供託金は、被告が仮処分により被った損害の賠償に充てられる。それ以外の場合には、申立人に返金される。

民事訴訟で勝訴した場合、被告に対して訴訟費用（裁判所手数料と弁護士費用）を請求することができる。裁判所費用は全額補償される。確認判決を求める訴え（例えば、税関が国境で差し押さえた商品が模倣品である旨の確認を求める訴え）の弁護士費用は、固定金額20,000 チェココルナ（約800 ユーロ）の一括払いにより補償される。その他知的財産

⁴ 本セクションに記載した金額は、第一審手続に関するものである。原則として、上訴審裁判所でも、同一の裁判所費用と訴訟費用負担が適用される。

権に関する非金銭的な訴え（差止の訴えなど）は 15,000 チェココルナ（約 600 ユーロ）の一括払いにより補償される。非金銭的損害の適切な回復を求める訴えは 25,000⁵チェココルナ（約 1,000 ユーロ）の一括払いにより補償される。損害賠償または不当利得の返還に関する弁護士費用の補償は、請求金額に応じて異なる。例えば、請求金額が 200,000 チェココルナ（約 8,000 ユーロ）を超えるが 10,000,000 チェココルナ（約 400,000 ユーロ）以下である場合、補償額は 39,800 チェココルナ（約 1,600 ユーロ）に、200,000 チェココルナ（約 8,000 ユーロ）を超える部分の金額の 2%を加えたものとなる。

2.3 刑事法上の手段

2.3.1 刑事法上の手段- 利用する時期

刑事訴訟手続は、チェコの刑事訴訟法に従って行われる。刑事訴訟手続は、いくつかの段階に分けられる。すなわち、告訴状の提出から捜査を経て、被告人を有罪とする最終的な判決が下され、課刑が行われる。

刑事訴訟手続は多くの面で民事訴訟手続とは大きく異なる。刑事訴訟手続は、告訴状（知的財産権者その他誰でも提出可能である）に応じて、あるいは刑事訴訟手続を担当する当局（警察及び検察官。また、税関も一定の捜査権限を有する）の職権によって開始される。従来は、刑事責任を問うことができるのは個人のみであり、法人はできないとされていた。しかし、最近では、一部の犯罪に限られるが、法人の刑事責任が導入された。知的財産権に関しては、著作権侵害については法人の刑事責任を問うことができる、商標権、特許権、実用新案権、意匠権または不正競争に関しては問うことができない。

調査段階さらには捜査段階において、警察当局は、犯罪が実行された事実を示す情報や犯人の特定につながる情報を把握するため、さまざまな手段をとり、必要な捜査を実施する。この段階においては、警察官が証人（証人予定者）への事情聴取を行う（知的財産権者が告訴状を提出した場合には、この者にも事情聴取がされることがある）。

刑事訴訟手続を提起することができるのは、その手続の対象となる者が犯罪を実行したという合理的な疑いがある場合に限られる。合理的な疑いが存在しない場合、または一定の個人（あるいは、その犯罪の刑事責任を法人に問うべきである場合には、法人）に刑事責任を問うことが不可能である場合、刑事訴訟手続は終了し、処分は行われない。

刑事訴訟手続と民事訴訟手続の主な違いとしては、知的財産権者は、犯罪によって損害を被った場合、刑事訴訟手続では専ら被害者としての権利を行使するという点が挙げられる。被害者に認められる主な権利は、手続の進捗情報を受領する権利、記録を閲覧する権

⁵ 適切な回復を求める請求と非金銭的な請求（差止請求など）が組み合わされている場合には、25,000 チェココルナが第一審手続全体に適用される。

利、公判に出席する権利などである。しかし、証拠を収集し捜査を実行するのは検察官と警察の責務であるから、被害者は手続には直接関与しない。知的財産権者は積極的に手続を「主導」したり、その他処理したりすることはできない。もっとも、刑事訴訟手続上の一定の決定に対する異議を申し立てることは認められている。

それでもなお、民事訴訟手続と比較して、刑事訴訟手続にはいくつかの利点もある。告訴状を提出するためには、被疑者の身元を知っている必要はない。そのような告訴状は、刑事手続を担当する当局に対して、不明の犯人に対する告訴状として提出することができるからである。その後、犯人を特定し、証拠を収集し、犯人を起訴するのに必要な措置をとるのは、警察の責務である。

もっとも、当事務所の経験からすると、刑事訴訟の理由を立証できる見込みが高い場合であっても、警察がその犯罪の重大性が十分だとは判断しない場合（特に、後に刑事犯罪ではなく軽犯罪として再区分される場合）には、警察が必ずしもその事件に労力を費やさないため訴訟手続が著しく長引き、結果が不確実なものとなる。このため、犯罪が明白な事件であるかどうか、また、知的財産権者に有利な結果をもたらすかどうかを、弁護士と慎重に検討することが強く勧められる。慎重に検討しなければ、結果がきわめて不確実なものとなる。

知的財産権者は、被害者として刑事訴訟に参加し、犯人に対する損害賠償請求を行うことができる。刑事訴訟手続への参加には裁判所手数料は一切かからない。また、知的財産権者は、被疑者に対する訴訟費用または起訴費用を補償する義務はない。被害者の刑事訴訟手続への参加が認められるのは、刑事事件の裁判所が証拠調べ（証言など）を開始する前であることに注意されたい。知的財産権者がこの時期を逸すると、損害賠償請求は民事訴訟手続によってのみ行うことができる。

しかし、刑事裁判所は、犯人が有罪であると認定した場合であっても、損害賠償請求については判決を下さないと宣言することもできる（特に、損害賠償請求に関する判決が不相当に複雑であるとみられ、刑事訴訟手続自体を遅延させるおそれがあるケースで発生する）。このような場合には、刑事裁判所は、被害者を民事訴訟手続に委ねる（被害者の権利は一切影響を受けない）。

さらに、告訴状が提出され、刑事訴追が開始されても、知的財産権者は、自己の権利を守るために民事訴訟を提起することは妨げられない。この2つの手続は相互に独立しており、相互に影響を及ぼすことなく並行が可能であるためである。また、警察が刑事訴訟手続の目的で収集した証拠は、後に民事訴訟で利用することもできる。このメリットは、主に、知的財産権者に入手が容易でないか、入手が不可能な証拠（犯人が保有する証拠、犯人の施設にある証拠等）の場合に生じる。一方では、刑事訴訟のデメリットは、民事訴訟

とは異なり、被害者である知的財産権者は手続に対するコントロールが非常に制限されているという点から生じる。

2.3.2 刑事裁判所

刑事裁判所の管轄は刑事司法手続法に定められている。刑事訴訟手続は、刑事裁判所が行う。登録または無登録の権利の侵害から発生する犯罪専門の特別な刑事裁判所は設置されていない。

実体的な管轄権の観点からは、犯罪がもつぱら工業所有権及び著作権（著作権関連権利、データベース権を含む）にかかわるものであれば、地区裁判所が第一審となる。犯罪が経済的競争規定に違反する犯罪（不正競争など）の法的要件に該当する場合、第一審裁判所は地方裁判所となる。

地理的管轄権の観点からは、刑事訴訟手続は犯罪が行われた地の裁判所が管轄する。犯罪地が不明な場合、特定できない場合または外国である場合、手続は被告人の住所または勤務地を管轄する裁判所が担当する。これらのいずれにも該当しない場合、犯罪が発覚した地を管轄する裁判所が担当する。

事件は、犯罪の特性に応じて単独の裁判官または 3 名の合議体によって裁判される。単独の裁判官が裁判できるのは、法定刑が懲役 5 年未満の犯罪に関する事件である。

2.3.3 刑事事件の捜査・手続の開始方法

警察は、通報を受けまたは職権で発見した犯罪の疑いを調査し、実際に犯罪が行われたかどうかを明らかにする義務を法律上負っている。この時点でいわゆる調査段階が開始される。

何人も、書面または口頭で刑事告訴をすることができる。告訴は警察または検察庁に対して行うことができる。告訴の際には、犯罪の疑いの基礎となる事実を明確に述べなければならない。犯罪の実行者が不明な場合には、その者の情報を述べる必要はない。警察が事件の経緯を把握しやすくするため、できるだけ正確な情報を述べるのが望ましい。可能であれば、告訴の際に証拠または証拠候補リストを添付するとよい。告訴の際に虚偽情報を故意に申し述べる行為は、それ自体犯罪に該当する。

警察当局は、告訴に基づいて、犯罪が実行された事実を示す追加情報や犯人の特定につながる情報をさらに把握するため、さまざまな手段をとり、必要な捜査を実施する。警察官は証人候補者への非公式な事情聴取を行う。この段階では、警察は知的財産権者に対し

て告訴があった旨や調査について知らせたり、事件記録の情報を提供したりする義務を負わない。

調査段階の結果、犯罪が実際に行われたことが確認でき、ある人物によって特定の犯罪が行われたと判断する十分な理由がある場合に限り、警察当局は刑事手続の開始を決定し、犯人を正式に起訴する。その後、さらに詳細な捜査段階が開始される。

2.3.4 捜査及び刑事手続

刑事告訴を行うこととした場合、警察及び検察とのさらなる協力が重要である。事件を最初に調査し（上記参照）、特定の人物を正式起訴するのに十分な理由があるかどうかを決定するのは、検察官の指揮下にある警察官である。正式に起訴されれば、起訴状に基づき刑事裁判所で審理するための十分な証拠を収集するため、警察はさらに詳細な捜査を行う。

この段階では事件の処理を決定するのは警察及び検察の自由裁量であるが、通常はあまりにも多数の事件を抱えており、当事務所の経験から言うと、個別の事件に十分な注意を払わないことがある。このため、すでに刑事告訴がなされたという事実にかかわらず、警察・検察と常に密接にコンタクトすべきである。また、事件担当の警察官と個人的に面談し、告訴状に書かれていないが事件に関して知っていることをすべて説明し、警察に全面的に協力するようにすべきである。知的財産権者の目標は、警察・検察に対して、事件の重大性が十分で手続を進める必要があると説得することである。

各刑事事件は検察官によって指揮される。検察官は非常に多忙なことが多いが、遠慮せずにコンタクトし、できる限り多くの情報を提供すべきである。刑事告訴前に自ら調査を行ったのであれば、収集した証拠と手がかりをすべて警察に提出し、また、可能であれば、鑑定意見書と侵害商品の価格見積もりの入手に努めるべきである。

証拠に関しては、民事訴訟の場合と同様のヒントを利用することができる（詳しくはセクション 2.2.3.2 参照）。しかし、民事訴訟とは異なり、刑事訴訟では、証人陳述書が広く用いられる。このため、証人（知的財産権者側の申し出によって召喚される証人）が警察で証言する前に、証人に会って適切な説明をしておくことが強く勧められる。

刑事訴訟手続では、知的財産権者は被害者の立場にあり、法律上以下の権利が認められている。(i) 手続の進捗情報を受領する権利。(ii) 事件に関連する記録（警察が作成した記録等）を閲覧する権利。(iii) 公判に出席する権利。(iv) 公判で証人に質問する権利。(v) 裁判所に対して主張及び証拠を提出する権利。(vi) 最終陳述を行う権利。(vii) 一定の決定（例えば、証拠不足を理由とする刑事手続終了の決定、損害賠償額に関する決定など）について異議を申し立てる権利。

しかし、民事訴訟とは異なり、証拠を収集し捜査を実行するのは検察官と警察の責務であるから、被害者である知的財産権者は手続には直接関与しない。このため、被害者は、手続上の一定の決定に対する異議を申し立てる権利を除いては、積極的に手続を「主導」したり、その他処理したりすることはできない。

知的財産権者は、被害者として、刑事訴訟手続において損害賠償請求を併せて行うこともできる。損害賠償請求ができるのは、裁判所が証拠調べを開始する前に限られる。その時期を過ぎると、裁判所は刑事訴訟手続で損害賠償を処理することを拒否する。当事務所の経験では、刑事裁判所が損害賠償に関する判決を下さず、被害者は民事訴訟で損害賠償を請求すべきだと判断されることが少なくない。

さらに、刑事訴追の理由が確証されても、知的財産権に関する犯罪事件は、警察によって重大性が十分でないと判断される場合（特に、後に刑事犯罪ではなく軽犯罪として区分し直される場合）があることに注意すべきである。当事務所の経験からすると、このことは、警察が積極的に事件を追及し、その捜査に限られた予算を充てることへの消極的姿勢につながる。このため、このような場合には、知的財産権者が、警察に事件の重要性が十分であることを説得し、また、可能であれば証拠（鑑定意見書など）を提出して警察に積極的に協力すべきである。そのようにしなければ、捜査に多くの時間がかかり、成果が少なくなることとなる。

結論的には、当事務所の経験からすると、刑事訴訟手続は知的財産権者に有益な場合もあるが、その成果は限られているか予測不可能である。このため、知的財産権者による単独の権利保護手段としては利用すべきではない。

2.3.5 コスト及び手数料

刑事告訴は無料である。刑事訴訟手続に関するコストは政府が支出するが、有罪判決を受けた者が後になって負担する場合もある。

知的財産権者は、被害者として、公判に出席するための費用（交通費など）を負担する。裁判所から、証人として公判への出席を求められた場合には、交通費その他公判出席に関連する費用の補償を請求することができる。この費用は、裁判所が算定し、政府から支払われる。

実際には、政府当局から、権限のある者が作成した鑑定意見書の提出を求められる場合がある。これは知的財産権者の権利であって義務ではない。この要請は拒否することもできる。しかし、政府当局は資金的理由から、多くの場合には中心的証拠である鑑定意見書の作成費用を負担することに消極的である可能性があり、従って、鑑定意見書の提出を拒むのは事件処理の遅延につながる（不利な結果に終わることもある）を考慮すべきである。

すでに上記でも述べた通り、知的財産権知的財産権者は被害者として刑事訴訟手続において損害賠償請求ができるが、刑事裁判所は損害賠償請求については被害者を民事訴訟手続に委ねることが多い。

2.4 行政上，民事上，刑事法上の手段の比較

	措置の種類		
	行政法	民法	刑事法
対象となる知的財産権	登録知的財産権 (但し並行輸入品とオーバーランは除く) 著作権	すべて	すべて(個人) 著作権(法人)
可能な救済手段	<ul style="list-style-type: none"> - 侵害商品の差押え及び廃棄 - 国境で差し押さえられた侵害商品の荷送人・荷受人に関する情報提供(この情報は、手続以外の目的で利用することはできない) 	<ul style="list-style-type: none"> - 将来の侵害行為の禁止、侵害による結果に対する救済 - 発生した非金銭的損害の適切な回復(謝罪の方法による。他の方法による回復が不適切であると認められる場合には、金銭の支払いによる。) - 損害賠償及び不当利得返還 - 侵害者の費用負担にて判決を公告 - 侵害商品の差押え及び廃棄 - 侵害商品の出所情報の提供 	<p>個人に対する罰則(特に以下の罰則)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 侵害商品の没収 - 行為の禁止(一定商品の取引等) - 罰金 - 公共サービス - 禁固 <p>法人に対する罰則(特に以下の罰則)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 解散命令 - 行為の禁止(一定商品の取引等) - 罰金 <p>知的財産権者が申立可能な救済手段</p> <ul style="list-style-type: none"> - 損害賠償
侵害者不明のまま	可能	不可能	可能

	措置の種類		
	行政法	民法	刑事法
ま申立が可能か			
申立人（知的財産権者）が証拠収集義務を負うか	負う。但し、疑われる差押物品が実際に知的財産権を侵害しているかどうかに関する鑑定意見書に限られる。この鑑定意見書は、通常は知的財産権者の従業員またはその他委任を受けた者によって作成される。	負う	負わない（実務上は、知的財産権者が当局による証拠収集に協力するのが望ましい）
申立人（知的財産権者）による手続のコントロール	当局によって商品が発見され差し押さえられた場合にはコントロールできない。その後の手続では完全なコントロールが認められる。	完全なコントロールが認められる。	被害者の権利として非常に限定された範囲で認められる。
侵害商品の販売行為を差し止める仮処分が可能か	適用されない（侵害商品は当局が差押えを行う）	可能	不可能
手続にかかる時間（第一審）	平均3ヶ月 （差押から廃棄まで）	12-36ヶ月	6-24ヶ月
コスト比較	安い	平均的~高い	安い~平均的

	措置の種類		
	行政法	民法	刑事法
主なメリット（上記記載以外のもの）	<ul style="list-style-type: none"> - 迅速で低コスト 	<ul style="list-style-type: none"> - 様々な救済が可能 - 手続に対する完全なコントロール 	<ul style="list-style-type: none"> - 証拠は警察が収集する。後に別個の民事訴訟手続の目的で利用することも可能。
主なデメリット（上記記載以外のもの）	<ul style="list-style-type: none"> - 救済が限定的（実際には模倣品の廃棄のみ） - 侵害者が提供した商品の出所情報の正確性を検証する方法が限られているか、あるいは不可能である 	<ul style="list-style-type: none"> - かなりコストがかかる - 必要な証拠の収集が困難または不可能な場合がある（特に必要な証拠を侵害者が保有している場合） 	<ul style="list-style-type: none"> - 手続に対するコントロールがほとんど認められない。

3. 仮説ケーススタディ

3.1 模倣品

税関は、模倣品が国内市場で販売されているという通報を受けた。税関は、侵害商品が保管されている疑いのある倉庫を調査するため、強制捜索を行った。商標権者に無断でラベルを付した模倣品のベアリングが 27,180 個見つかった。税関職員は各施設に立ち入り、疑わしい商品及び製造設備の差押を主に行った。侵害商品は写真撮影と記録が行われた後に差し押さえられた。

商品が大量であったことから、他人が独占的に保有する商標を無断で付した模倣品を輸入し流通させた A 氏に対して、刑事訴訟が提起された。刑事訴訟の係属中は、確定判決が下されるまで侵害商品は差押えられる。確定判決の際には、廃棄が命じられる可能性がある。

侵害者は、商標権侵害の罪により、禁固刑、一定行為（当該業界での取引）の禁止、侵害商品の没収が課せられる。

被告人 A は、刑法第 268 条第 1 項に基づき、商標その他の標章に係る権利侵害の罪で、モスト地区裁判所の中間判決によって有罪判決を受けた。A 氏は禁固 6 ヶ月の刑に処せられたが、A 氏の刑は 14 ヶ月の執行猶予が付された。また、被告人は、差押後にチェコ共和国警察の倉庫に保管されていた 27,180 個の模倣品ベアリングを没収する刑に処せられた。さらに、被告人は、600 日単位（一日 333.30 チェココルナ、合計 200,000 チェココルナ）の罰金刑に処せられた。A 氏が罰金を払わない場合には、その代わりに 20 ヶ月の禁固刑に処せられる。最終的に、被害者である A 社の損害賠償は民事訴訟に委ねられた。

被告人 A 氏及び被害者である A 社は、この判決に対して所定の期限内に控訴した。被告人は、有罪判決及びそれに伴う処罰の決定に対して控訴した。A 氏のおもな主張は、第一審裁判所に提出された証拠からは、没収されたベアリングが偽造品かどうかを判断するのは製造業者には困難であったことが明らかである、というものである。また、控訴人は、有罪判決の基礎となる犯罪の主観的要素が充たされているという地区裁判所の結論は誤りである、と主張した。すなわち、犯罪の成立には故意が必要であって、その故意とは、商品に無断でラベルが付された事実、さらに、その商品が流通するという事実の認識が含まれる、というものである。

被害者である A 社は、訴訟代理人が作成した控訴状において、損害賠償請求は民事訴訟によるべきという判決を主に争った。この文脈においては、被害者である会社の請求は正当かつ提出期限を遵守したものである旨、また、適切な理由付けがなされている旨が指摘された。A 社は、被告人の有罪は中間判決で証明されており、このため、発生した損害の完全かつ正確な数量化に基づき損害賠償が命じられるべきだと主張した。

提出された控訴状に基づいて、地方裁判所は、瑕疵の主張に関して、控訴の対象となった中間判決の合法性及び適切性、さらに、先に行われた手続の正当性を再審査した。裁判所は、審理された証拠の評価、特に被告人の行為の主観的要素に関する評価は誤りであったと結論づけた。控訴裁判所は、地区裁判所が援用した刑法第 268 条第 1 項に定める商標その他の標章に係る権利侵害の罪は、故意犯であることを指摘した。このため、第一審は被告人 A が直接的または間接的な故意をもって行為をしたかどうかの争点を適切に検討すべきであったとされた。地方裁判所は、控訴人 A 氏による主張を支持した。地方裁判所の結論では、判決記録に含まれる証拠によれば、A 氏は係争対象の商品の真正性を疑う特段の理由を有しておらず、直接的または間接的な故意をもって行為をしたことはその証拠によっては確認できないとされた。

地方裁判所は地区裁判所の中間判決を取り消し、被告人は犯罪の主観的要素を充たしておらず起訴状に記載された行為は犯罪として成立しないとして、A 氏を無罪とした。

無罪判決が宣言されたため、被害者である A 社の損害賠償請求を民事訴訟に委ねる旨を宣言する必要が生じた。

差し押さえられたベアリングについては、財産の安全を脅かし、上記刑法第 268 条に定める商標その他の標章に係る権利侵害の罪の実行に利用される可能性があるとして、A 社は検察官に申立を行い、その模倣品ベアリングを廃棄することを求めた。この申立に応じて、検察官は手続を開始し、地区裁判所はベアリングの廃棄を命じた。ベアリングは廃棄された。

A 社は、A 氏を被告として損害賠償を求める民事訴訟を提起した。刑事訴訟手続の目的で収集された証拠（鑑定意見書など）が、民事訴訟でも利用された。ベアリングが模倣品であることを証する提出証拠に基づき、裁判所は A 社が受けた損害を賠償するよう命じた。

3.2 商標権侵害

A 社は、B 社の新製品パッケージが A 社の登録商標権を侵害していると考えた。A 社は、B 社に対して、友好的な解決の申し入れを行う警告状を送付した。B 社は、自社の新製品パッケージが A 社の商標権を侵害しておらず、また、A 社が主張するような不正競争行為にも該当しないと述べて、この提案を拒否した。

A 社は、差止の仮処分申立を行った（この申立に応じて、裁判所は、本案訴訟の確定判決よりも前に、B 社による新製品パッケージの利用差し止めを命じた。）同時に、A 社は、B 社に対して、商標権を侵害する行為の中止を求める民事訴訟を提起した。具体的な請求の内容は以下の通りである。

- B 社が、業務上使用されている当該新製品パッケージをリコールすること。

- B社が、自己の費用負担において、その製造、保管、販売がA社の商標権侵害に該当する新製品パッケージを付した商品を永久的に除去しこれを廃棄すること。

さらに、A社は、併せて損害賠償請求も行った。

一方で、B社は、当該商標は直近5年間において登録に係る商品・サービスに関連した真摯な使用がなされていなかったと主張し、IPOによる係争対象の商標の取り消しを求めた。B社は裁判所に対してこの旨を知らせ、裁判所はIPOが商標取り消しに関する決定を下すまで手続を中断した。

A社は、IPOに対して、商標取り消しの法定事由が説明されていないこと、また、商標は登録に係る商品・サービスについて直近5年間において使用されていたことを示す実質的証拠を提出した。

裁判所は、訴えを認容し、B社に対して、新製品パッケージを付した商品の製造を中止すること、当該商品の在庫を廃棄すること、市場から回収すること、さらに、A社に対して損害賠償を支払うことを命ずる判決を下した。

4. まとめ及び結論

この「チェコ共和国における知的財産エンフォースメントの訴訟戦略」で説明したとおり、チェコ共和国の知的財産権保護は、行政手続、民事訴訟手続及び刑事訴訟手続という3つの手続制度のもとで認められる手段及び救済によって付与されている。これらの手続はそれぞれ独立しているが、個別具体的な事案に応じて適切に組み合わせ、知的財産権を最も広く適切な方法で保護することが可能である。

知的財産権者に最も強いコントロールが認められるのは民事訴訟手続である。もっとも、民事訴訟手続では、知的財産権者が挙証責任を負い、手続コストも負担する（所有者が勝訴すれば被告が負担することもある）。刑事訴訟手続では、コストの多くは政府が負担するが、知的財産権者は手続に対する直接的なコントロールを有するわけではなく、また、訴追当局は時間や予算の制限上、重要性が低いとみられる事件の追及に消極的なことも少なくない。行政手続は非常に効率的であるが、得られる救済は侵害品の廃棄に限られる。

[特許庁委託]

チェコにおける知的財産権利行使マニュアル

[著者]

Baker & McKenzie Prague
JUDr. et PhDr. Radka Kohutová
JUDr. Barbora Krajcová
JUDr. Ing. Michal Matějka

[編集者]

JUDr. Jiří Čermák

The logo for Baker & McKenzie, featuring a horizontal bar with a gradient from yellow to green, and a red rectangular box containing the text "BAKER & MCKENZIE" in white capital letters.

BAKER & MCKENZIE

[発行]

日本貿易振興機構 デュッセルドルフ事務所

2012年10月発行 禁無断転載

本マニュアルは、特許庁委託事業により、Baker & McKenzie Prague が英語にて原文を作成し、JETRO デュッセルドルフ事務所が日本語訳を作成したものです。また、2012年10月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本マニュアルの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。